

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

令和4年9月27日

鈴 鹿 市

マックスバリュ東海株式会社

災害時における生活物資の供給等に関する協定書

鈴鹿市（以下「市」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「マックスバリュ東海」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、市がマックスバリュ東海に対して、物資の供給等を要請する際に、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 市はマックスバリュ東海に対し、次の事項について、支援協力を要請することができる。

- （1） マックスバリュ東海は、市に対し食料・生活物資等（別表に掲げる物資及び市が指定する物資）を可能な範囲で提供する。
- （2） マックスバリュ東海は、マックスバリュ東海の管理する別表の店舗（以下「マックスバリュ東海の店舗」という。）の駐車場（他社物件の駐車場を除く。）及び施設等を一時避難場所として被災者に提供する。
- （3） マックスバリュ東海は、マックスバリュ東海の店舗において、被災者に対し、水道、トイレ等を可能な範囲で提供する。
- （4） マックスバリュ東海は、マックスバリュ東海の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害の状況を可能な範囲で提供する。
- （5） マックスバリュ東海は、AEDその他、マックスバリュ東海の店舗が保有する災害対策用機器及び資材を可能な範囲で提供する。
- （6） その他提供可能なものについては、協議の上決定する。

（支援協力要請の手続）

第3条 前条の規定による市の要請は、前条第1号については出荷要請書（様式第1号）を、前条第2号については災害時における支援協力に関する要請書（様式第2号）を使用するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

前条第3号から第5号までの規定については、原則として市が災害時における支援協力に関する要請書（様式第2号）による要請を行ったときをもって発

動するものとする。

(物資の運搬, 受渡し)

第4条 マックスバリュ東海の市に対する物資の受渡し場所は, 市が状況に応じ指定するものとし, 受渡し場所までの物資の運搬はマックスバリュ東海又はマックスバリュ東海の指定する者が行うものとする。ただし, マックスバリュ東海又はマックスバリュ東海の指定する者による運搬が困難な場合は, 市又は市の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 市はマックスバリュ東海から物資の受渡しがあったときは, 遅滞なく入荷確認書(様式第3号)をマックスバリュ東海に提出するものとする。ただし, 緊急を要する場合は, 電話等により支援要請し, 事後速やかに文書を提出するものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づき, マックスバリュ東海が受諾した業務に要した費用の対価は, 原則として, 災害発生直前における適正な価格を基準として, 市及びマックスバリュ東海が協議の上決定し, 市が負担するものとし, 災害発生による混乱が沈静化した後, 速やかにマックスバリュ東海に支払うものとする。

(一時避難場所の提供)

第6条 市は, マックスバリュ東海へ第2条第2号に基づく一時避難場所の提供を要請する際, マックスバリュ東海と一時避難場所の開放期間等について協議することとする。

(連絡先等の確認)

第7条 生活物資の供給等を円滑に行うため, 市及びマックスバリュ東海の連絡先並びに連絡責任者を定めるものとする。この場合において, 内容の変更が生じた場合は, 速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は本協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし, 協定期間が満了する1か月前までに, 市又はマックスバリュ東海いずれからも相手側に対して特段の意思表示がないときは, 本協定は, 同一条件でさらに1年間更新されるものとし, 以後この例による。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた場合はその都度、市及びマックスバリュ東海が協議の上で決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及びマックスバリュ東海がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年9月27日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長兼社長執行役員

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

食料品	生活必需品
おにぎり，精米，パン類，カップ麺，即席麺，レトルト食品，漬物，梅干，調味料，菓子類，果物，飲料水，お茶，缶詰(イージーオープン)	紙おむつ，生理用品，タオル，肌着，履物，軍手，乾電池，懐中電灯，箸，スプーン，鍋，使い捨て食器類，ラップ，固形燃料，簡易コンロ，カセットボンベ，石鹸，歯ブラシ，洗口液，ティッシュペーパー，トイレットペーパー，防水シート，ウェットティッシュ，ゴミ袋，マスク，消毒用製剤，蚊取り線香，防虫剤(夏季)，使い捨てカイロ(冬季)

連絡先

マックスバリュ東海株式会社 人事総務本部 総務部

鈴鹿市内店舗一覧

店舗名	所在地	特記事項
マックスバリュ鈴鹿店	鈴鹿市北玉垣町801番地	駐車場は除く
マックスバリュ鈴鹿中央店	鈴鹿市西條町364番地1	
マックスバリュ岡田店	鈴鹿市岡田三丁目4番1号	駐車場は除く
マックスバリュ鈴鹿住吉店	鈴鹿市住吉町8923番地	駐車場は除く
マックスバリュ長太の浦店	鈴鹿市長太栄町三丁目15番18号	
マックスバリュエクスプレス 鈴鹿加佐登店	鈴鹿市高塚町神垣216番地7	
マックスバリュ エクスプレス 鈴鹿若松店	鈴鹿市若松北二丁目7番32号	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

災害時における支援協力に関する要請書

マックスバリュ東海株式会社 御中

鈴鹿市長

㊟

災害時における支援協力に関する協定書第3条の規定により、次のとおり要請します。

要請日時	
災害等の種類	
災害等の発生日時	
災害等の主な発生場所	
連絡担当者の氏名	マックスバリュ東海株式会社 鈴鹿市
要請する支援協力の内容	
その他必要な事項	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

入 荷 確 認 書

マックスバリュ東海株式会社 御中

鈴鹿市長

㊟

年 月 日付けの出荷要請書により、次の物資を入荷したことを確認
しました。

確認者 役職・氏名 _____

搬入場所 _____

品名	規格	数量	備考

